

令和3年度税制改正(消費税その他)の主な内容

(1) 消費税

- 課税売上割合に準ずる割合の適用時期

【内容】

課税売上割合に準ずる割合を用いようとする課税期間の末日までに承認申請書を提出し、同日の翌日以後1月を経過する日までに税務署長の承認を受けた場合には、その申請書を提出した日の属する課税期間から課税売上割合に準ずる割合を用いることができる。

【適用時期】

未定

- 産後ケア事業は消費税が非課税

【内容】

母子保健法の改正により創設される産後ケア事業として行われる資産の譲渡等につき、社会福祉事業に類するものとして、消費税を非課税にする。

【適用時期】

未定

(2) 納税環境整備

- 税務関係書類における押印義務の見直し

【内容】

提出者の押印が必要な税務関係書類について、下記の一定の書類を除き、押印を要しないこととする。

- ①担保提供関係書類及び物納手続関係書類のうち実印の押印及び印鑑証明書の添付を求めている書類
- ②相続税及び贈与税の特例における添付書類のうち財産の分割の協議に関する書類

【適用時期】

令和3年4月1日以後に提出する税務関係書類について適用。
なお、施行日前においても運用上押印がなくとも改めて求めないこととする。

- 電子帳簿等保存制度の見直し

【内容】

国税関係書帳簿書類の電磁的記録等による保存やスキャナ保存について承認制度を廃止する。

また、保存制度の要件も緩和される。

- (例)・タイムスタンプ要件の付与期間を3日以内から最長2月以内にする。
・適正事務処理要件の廃止など。

【適用時期】

令和4年1月1日以後に備付けや保存を開始する国税関係書類から適用する。

(3) 適用期限の延長

【内容】

自動車重量税のエコカー減税が、見直しを行ったうえで、令和5年4月末まで延長する。

クリーンディーゼル車は一律免税を廃止。ただし、新しい燃費基準を達成している車種は2回、現行の燃費基準を達成している車種は1回のみ免税。

【適用時期】

令和4年1月1日以後に備付けや保存を開始する国税関係書類から適用する。

(4) 検討事項

【内容】

事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。